「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

産業雇用安定助成金をご活用ください
（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）

令和８年熊本地震の影響で一時的に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元・出向先の双方の事業主に対して助成**します。

要件については、「産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）ガイドブック」をご確認ください。

助成対象となる「出向」とは？

令和８年熊本地震の影響を受けた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向が対象です。出向した労働者は、出向期間終了後には元の事業所に戻って働くことが前提です。

助成内容

■ 出向元事業主と出向先事業主の双方が対象です

出向元事業主については、**熊本県**に所在する事業所の事業主が対象になります。
出向先事業主については、全国の事業主が対象です。

■ 令和８年10月1日から令和９年９月30日までの出向期間中に支払う賃金の一部を助成します（出向計画届に基づく出向であり、出向期間は、1か月以上1年以内のものが対象になります）

	中小企業	中小企業以外
助成率	4/5	2/3
上限額（出向元・出向先の合計）	9,110円※	

※ 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和８年８月1日時点）。毎年８月に改正されます。

＜助成金を活用した場合のイメージ例（中小企業の場合）＞

出向中の賃金10,000円/日を出向元２割、出向先８割で負担した場合
※出向中は、出向前と概ね同額の賃金を支払う必要があります。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL081015政01

受給までの流れ

ステップ1 出向先との契約、労働組合等との協定、出向予定者の同意

- 出向元と出向先の間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、賃金の負担割合などを取り決めてください。
- 社内でも出向期間中の賃金等の労働条件や出向後の処遇、出向労働者の人数などを取り決めてください。
- 出向前と概ね同額の賃金であることなど、助成金の要件を満たす契約・協定になっているか、この段階でご確認ください。

ステップ2 出向計画届の提出（※）

- **出向元事業主と出向先事業主の双方に出向計画届を作成**いただきますが、**提出は出向元事業主**がまとめて労働局またはハローワークに行います。
（※） 通常は出向を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、事後の提出も可能とします。

ステップ3 出向の実施

- **出向期間は1か月～1年**のものが対象となります。

ステップ4 支給申請・助成金の受給

- 申請は毎月行うことも、6か月以内の任意の期間（月単位）ごとに行うことも可能です。**出向先事業主にも支給申請書を作成**いただきますが、**手続きは出向元事業主**がまとめて労働局またはハローワークに行います。

助成金の内容や申請手続きについては、
最寄りの都道府県労働局・ハローワークまでお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

---

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL081015政01

（公財）産業雇用安定センターは
在籍型出向のマッチングを無料で支援しています

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、昭和62年に国と事業主団体などが協力して設立された公益財団法人です。設立以来、28万件以上の出向・移籍の成立実績があります。

- 在籍型出向を活用して雇用維持に取り組みたい事業主の皆さま
- 在籍型出向により人材を受け入れたい事業主の皆さま

出向のマッチング支援をご希望の場合はお問い合わせください！

熊本県のセンター事務所　096-359-3526

※ 産業雇用安定助成金（令和八年熊本地震災害特例人材確保支援コース）の対象となる出向元企業は、熊本県の事業主に限ります。出向先企業は全国の事業主が対象です。
なお、助成金の内容については、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。
（産業雇用安定センターはマッチングやフォローアップを支援する機関となります。）

出向のマッチングからフォローアップまで支援します

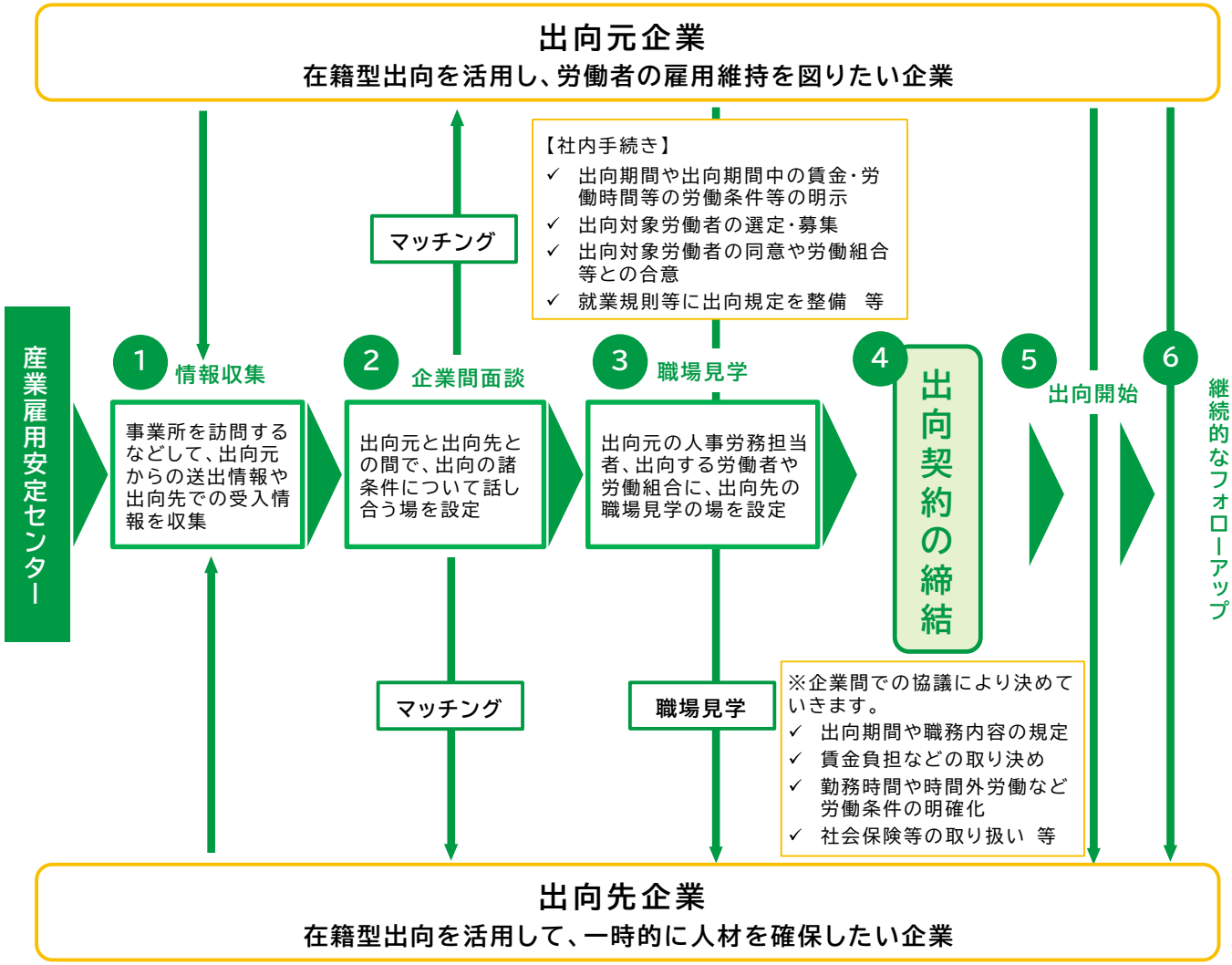

公益財団法人 産業雇用安定センター